

SOFTIC判例ゼミ（第5回）

東京高裁令6年5月16日（令4ネ3424）

文化シャッターvs日本IBM

2024/12/19

畑沙里菜 吉原祐介

目次

第1 事案の概要

第2 原審の争点及び判断

第3 双方の控訴審での主張

1 補足的主張

2 追加的主張

(1) 一審本訴被告

(2) 一審本訴原告

第4 控訴審の争点及び判断

第5 控訴審の分析

第6 関連論点

第7 ディスカッションポイント

第1・第2に関しては昨年資料を抜粋

昨年資料:

<https://www.softic.or.jp/application/files/4617/0141/4669/resume2.pdf>

1

事案の概要

1. 当事者

原告:文化シャッター株式会社(文化シャッター)

被告:日本アイ・ビー・エム株式会社(IBM)

2. 経緯

H27.1	文化シャッターが、IBMに自社および関連会社が販売管理等に用いる「新販売管理システム」(以下、「本件システム」)の開発・構築支援業務を委託
H27.2	個別契約を随時締結
H28.8	ユーザ受入テストで問題が頻発
H29.1	開発中止。本件システムの構築方法に関する提案活動を実施
H29.5.29	新販売システム構築 全体提案(5・29提案)
H29.8.10	新販売システム構築 全体提案(8・10提案)
H29.11	文化シャッター 提訴(本訴)
H29.11.24	文化シャッターが個別契No.1～26のうちNo.10～12以外を解除
H30.3	IBM 反訴
H30.7.27	文化シャッターが残りの個別契約No.10～12を解除
R4.6.17	地裁判決。その後IBMが控訴。文化シャッターも控訴。
R6.5.16	高裁判決
R6.5	IBMが控訴し、その後文化シャッターも控訴

契約一覧表 (文化シャッター・IBM間の契約)

裁判所の判断では、個別契約1は原告の損害から除外

No.	契約書番号	契約書名	締結日・作成日	サービス名	契約期間	契約金額(税込)	支払済(税込)	未払額(税込)	証拠
1	004220-AA001	IBM支援サービス契約書	2015/2/24	次期情報システム第1ステップ二次要件定義支援	2015/3/1~2015/6/30	¥ 192,240,000	¥ 192,240,000	¥ -	甲(基) 1の1
2	004220-B012	IBM支援サービス契約書	2015/7/27	新販売管理システム設計開発第一フェイズ支援	2015/7/1~2015/10/31	¥ 559,980,000	¥ 559,980,000	¥ -	甲(基) 1の2
3-1	004220-B020	IBM製品・サービス契約書 (一括署名契約書) IBM支援サービス契約書	2015/11/25	新販売管理システム設計開発第二フェイズ・統合・移行支援 及びSalesForce保守サポート	2015/11/2~2016/7/15	¥ 746,604,000	¥ 746,604,000	¥ -	甲(基) 1の3
				新販売管理システム SalesForceライセンス保守サポート	2015/12/21~2021/3/31	¥ 14,925,600	¥ 4,330,800	¥ 10,594,800	
3-2	004220-AA005	IBM製品・サービス契約書 (一括署名契約書) IBMプログラム契約書	2015/11/25	プログラム名称「Force.com-Unlimited Edition」3000ライセンス等	2015/12/21~2021/3/31	¥ 731,838,240	¥ 211,386,240	¥ 520,452,000	甲(基) 1の3
4	004220-B025	変更合意書	2016/1/25	契約変更 (004220-B020の総人月数)		-	-	-	甲(基) 1の4
5	004220-AA002	IBM支援サービス契約書	2015/7/29	新販売管理システム設計開発第一フェイズ支援 Salesforce開発用ライセンス保守	2015/8/1~2016/7/31	¥ 324,000	¥ 324,000	¥ -	甲(基) 1の5
6	004220-AA003	IBM支援サービス契約書に対する補足契約書	2015/7/29	プログラム名称「Force.com-Unlimited Edition」10ライセンス OPROARTS帳票等	2015/8/1~2015/10/31	¥ 842,400	¥ 842,400	¥ -	甲(基) 1の6
				OPROARTS帳票等	2015/8/1~2015/10/31	¥ 1,939,237	¥ 1,939,237	¥ -	
7	004220-AA004	IBM支援サービス契約書	2015/11/25	新販売管理システム設計開発第二フェイズ支援 WingArc MR 開発環境準備・経費準備	2015/12/1~2016/3/31	¥ 777,600	¥ 777,600	¥ -	甲(基) 1の7
				プログラム名称「OPROARTS Prime」「MBSF-Professional」等	2015/12/1~2016/3/31	¥ 2,430,000	¥ 2,430,000	¥ -	
8	004220-BSW001	IBM支援サービス契約書	2015/8/24	Cast Iron技術支援	2015/9/1~2016/2/29	¥ 10,854,000	¥ 10,854,000	¥ -	甲(基) 1の8
9	004220-BSW002	IBM支援サービス契約書	2016/2/22	Cast Iron技術支援 (テスト/運用フェーズ)	2016/3/1~2016/7/29	¥ 6,156,000	¥ 6,156,000	¥ -	甲(基) 1の9
10	004220-B018	IBM支援サービス契約書	2015/8/10	基幹システム更改 回線ラックサービス	2015/8/25~2020/9/30	¥ 5,193,612	¥ 2,610,425	¥ 2,583,187	甲(基) 1の10
11	004220-CSA000	IBM製品・サービス契約書 (一括署名契約書) IBMクラウド・サービス契約書等	2015/7/29	SoftLayerサービス	2015/8/25~	¥ 93,261,910	¥ 85,647,910	¥ 7,614,000	甲(基) 1の11
12	004220-CSA001	IBM製品・サービス契約書 (一括署名契約書) IBMクラウド・サービス契約書等	2015/8/6	SoftLayer インターコネクト・サービス	2015/8/25~	¥ 832,200	¥ 722,049	¥ 110,151	甲(基) 1の12
13	004220-B019	IBM支援サービス契約書	2015/8/17	クラウドインフラ構築構築支援	2015/8/17~2016/2/29	¥ 48,600,000	¥ 48,600,000	¥ -	甲(基) 1の13
14	004220-B017	IBM支援サービス注文書	不明	次期情報システムインフラ (NW構築支援)	2015/8/10~2016/2/29	¥ 11,340,000	¥ 11,340,000	¥ -	甲(基) 1の14
15	004220-B028	IBM支援サービス契約書	2016/3/28	新販売管理システム設計開発第一フェイズ支援 OPRO及び WingArc MR開発テスト支援	2016/4/1~2016/7/15	¥ 13,608,000	¥ 13,608,000	¥ -	甲(基) 1の15
				プログラム名称「OPROARTS Prime」「MBSF-Professional」	2016/4/1~2021/3/31	¥ 36,936,000	¥ 14,774,400	¥ 22,161,600	

契約一覧表 (文化シャッター・IBM間の契約)

No.	契約書番号	契約書名	締結日・作成日	サービス名	契約期間	契約金額(税込)	支払済(税込)	未払額(税込)	証券
16	004220-B027	IBM支援サービス注文請書	2016/2/15	SoftLayerNWサポートサービス	2016/3/1~2016/7/30	¥ 1,290,600	¥ 1,290,600	¥ -	甲(基) 1の16
17	004220-B036	変更合意書	2016/10/31	契約変更 (004220-B027の契約期間)	2016/3/1~ 2016/12/31	-	-	-	甲(基) 1の17
18	004220-B026	IBM支援サービス契約書	2016/2/15	クラウドインフラ技術支援	2016/3/1~2016/7/29	¥ 5,389,200	¥ 5,389,200	¥ -	甲(基) 1の18
19-1	004220-AA009	IBM製品・サービス契約書 (一括署名契約書)	2016/9/20	新販売管理システム使用及び運用保守に伴うSalesForceライセンス保守サポート	2016/10/1~ 2021/3/31	¥ 10,497,600	¥ 1,749,600	¥ 8,748,000	甲(基) 1の19
19-2	004220-AA008	IBM製品・サービス契約書 (一括署名契約書) IBMプログラム契約書	2016/9/20	プログラム名称「Force.com-Unlimited Edition」500ライセンス	2016/10/1~ 2021/3/31	¥ 103,518,000	¥ 17,253,000	¥ 86,265,000	甲(基) 1の19
20	004220-B034	IBM支援サービス契約書	2016/8/29	新販売管理システム 運用支援サポート	2016/9/19~ 2018/3/31	¥ 315,360,000	¥ 213,084,000	¥ 102,276,000	甲(基) 1の20
21	-	IBMご提案中サービスの取扱いについて	2016/7/20	004220-B034のサービス開始日について	2016/7/20~	-	-	-	甲(基) 1の21
22	004220-B038	変更合意書	2016/12/29	契約変更 (004220-B034の契約名称)	-	-	-	-	甲(基) 1の22
23	004220-AA007	IBM支援サービス契約書	2016/8/29	新販売管理システム 内製化支援サポート	2016/10/18~ 2018/3/31	¥ 86,400,000	¥ 36,828,000	¥ 49,572,000	甲(基) 1の23
24	004220-B032	IBM支援サービス契約書	2016/8/26	クラウドインフラ技術支援	2016/9/1~ 2016/10/31	¥ 2,052,000	¥ 2,052,000	¥ -	甲(基) 1の24
25	004220-B035	IBM支援サービス契約書	2016/9/15	クラウドインフラ技術支援 (11月、12月)	2016/11/1~ 2016/12/31	¥ 2,052,000	¥ 2,052,000	¥ -	甲(基) 1の25
26	004220-B037	IBM支援サービス契約書	2016/12/27	クラウドインフラ技術支援 (2017年1月、2月、3月)	2017/1/4~2017/3/31	¥ 3,024,000	¥ 3,024,000	¥ -	甲(基) 1の26
				合計		¥ 3,008,266,199	¥ 2,197,889,461	¥ 810,376,739	

3. 原告の請求とその根拠

(1)原告の請求

IBMは、文化シャッターに対し、27億7810万8257円およびこれに対する平成29年12月9日から支払い済みまでの年6分の割合による金員を支払え。

(2)請求根拠

① 社内で販売管理等に用いるコンピュータ・システムの開発・構築(セールスフォース)を支援する業務(本件業務)をIBMに委託した文化シャッターは、IBMの責めに帰すべき事由による履行不能または不完全履行を理由に解除した。

② 文化シャッターは、債務不履行または不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、IBMに対し、本件業務のために文化シャッターが支払った金額25億2555万2961円に弁護士費用2億5255万5296円を加えた27億7810万8257円およびこれに対する本件解除の後である平成29年12月9日から支払済までの商事法定利率である年6分の割合による遅延損害金の支払いを請求。

4. 被告の請求とその根拠(反訴)

(1) 被告の請求

文化シャッターは、IBMに対し、12億1065万2520円並びにうち11億0059万3200円に対する平成30年3月30日から支払い済みまで年6分の割合による金員及びうち1億1005万9320円に対する同日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 請求根拠

① 文化シャッターが、ユーザ自身が要求する仕様を内部的に取りまとめて適時・適切にベンダに伝えるべき義務や、仕様を凍結する合意の締結後に追加変更要求を出してシステム開発を妨害しないこと等を内容とするユーザ側のプロジェクト・マネジメント義務に違反して、本件業務を難航させた文化シャッターの行為は不法行為に該当する。

② 不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、各契約、追加費用、弁護士費用併せて12億1065万2520円の支払いを求めるとともに、これらに対する本件反訴上送達日の翌日である平成30年3月30日から支払済までの遅延損害金の支払いを求める。

5. 判決内容

- ① IBMは、文化シャッターに対し、19億8331万6016円及びこれに対する平成29年12月9日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- ② 文化シャッターのその余の本訴請求及びIBMの反訴請求をいずれも棄却する。
- ③ 訴訟費用は、本訴反訴に通じてこれを4分し、このうち1を文化シャッターの負担とし、その余をIBMの負担とする。
- ④この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

2

原審の争点及び 判断

争点項目

- (1) 本件における責任原因等(争点1)
- (2) 原告の損害(争点2)
- (3) 被告の損害(争点3)
- (4) 反訴各追加費用請求に係る争点
 - ア 被告主張の合意の有無(争点4の1)
 - イ 商法512条該当性(争点4の2)
 - ウ 反訴各追加費用の額(争点4の3)

(4)に関しては
説明を省略

(争点1) 本件における責任原因等

原告:文化シャッターの主張

結論)

プロジェクト・マネジメント義務の履行不能又は不完全履行は、IBMの責めに帰すべき事由によるものであるし、プロジェクト・マネジメント義務の履行不能又は不完全履行に至らしめたIBMの行為は、原告の権利・利益を違法に侵害する不法行為に該当する。

理由)

・クラウド型プラットフォームであるSFには、①Apex制限があり、②データストレージ容量の制約もある上、③カスタム開発部分が増大した場合、年3回行われるバージョンアップへの対応にも多大な作業を要するという制約が生ずることになる(以下、上記①ないし③の制限又は制約を「本件制約等」と総称する。)。それにもかかわらず、IBMは、UATまで、成果物が本件制約等に抵触しているか検証することを怠った。

・本件制約等を避けるためにSFの標準部品を用いた場合のレイアウトや実現機能の制約についても平成29年2月に至るまで説明せず、本件開発方式の下で、SFのプラットフォームを利用するのみでその標準部品はほとんど用いることなく、カスタム開発を多用して本件システムを構築するという誤った開発手法を、その作業の中断に至るまで一貫して提案し又は選択した。

・SITフェーズでは、IBMが本来必要な検証項目をカバーするための十分なテストを行わず、テストの結果、不具合が多発したことによって明らかになった成果物の劣悪な品質の改善にも作業時間の不足から適切な対応を採ることなく開発を進めた。

・本件において、全ての機能の仕様の凍結がされた事実はなく、現に、平成28年1月28日の時点では、未だ多数の機能の仕様の検討が継続していた。

・UATフェーズでは、タイムアウトエラーやビューステートエラーが相次ぎIBMの成果物がほとんど動かない状態であり、実際の業務に適合しているかをユーザ部門が確認できる状況にない品質であった。IBMは、トランザクションの管理を怠るなどして611件に及ぶチケットを発生させ(なお、そのうちどの程度が必須の要件なのかについての文化シャッター・IBMによる絞り込みはされていない。)、このうち仕様の追加・変更は60件にすぎなかったにもかかわらず、少なくとも300件が仕様の追加・変更であると主張して、3割程度しか進捗していない時点でUATの中断を要求した。

(争点1) 本件における責任原因等

被告:IBMの主張

結論)

本件業務が難航したのは、原告がユーザとして本件各個別契約上負う、ユーザ自身が要求する仕様を内部的に取りまとめて適時・適切にベンダに伝えるべき義務や、本件仕様凍結合意の締結後に追加変更要求を出してシステム開発を妨害したりしないこと等を内容とするユーザ側のプロジェクト・マネジメント義務を怠ったため

理由)

・本件業務が開始された平成27年2月23日の時点で、SFのプラットフォームを利用してカスタム開発により本件システムを開発・構築することの妨げとなるものではなかった。本件業務の開始時点では、IBMが当初提案した開発手法でRFPを実現するシステムを完成させることは可能であったのであり、これが極めて困難になったのは、本件システムの開発が進行し、UATフェーズ及び業務フローと機能一覧の見直しフェーズを経て、文化シャッターが本件システムに求めるものがRFPでの想定とかけ離れた極めて複雑で大きなシステム(機能)となるものであることが判明した時点であった。

・SFを使用した開発では、Apex制限がルール上は存在するものの、SF社に依頼して追加の費用なく拡張することが可能であり、SF社もビジネス上のメリットのために拡張には柔軟に応ずる。

・本件システムにオラクル社の第三者ストレージに保持されたデータを連携するために必要となったプログラムはApexコードの1%程度にすぎず、オラクル社の第三者ストレージを採用したことで工数が著しく増大した事実もない。

・SITフェーズでは、平成28年1月28日に仕様を凍結する合意(以下「本件仕様凍結合意」という。)をしていたにもかかわらず、文化シャッターがその後も仕様の追加・変更要求を繰り返したため、当初の予定どおりSITを実施することができず、再度設計・開発等の作業をやり直す手戻りが発生し、納期の遅れや予期せぬ不具合を生じさせた。

・UATフェーズでは、文化シャッターが本件旧システムの機能は全て実現してほしい(現行踏襲)と要望するに至り、本件仕様凍結合意時点で仕様書である機能補足説明書に記述されていなかったものや機能補足説明書に記述はあるが更に変更が必要とされたもの等429件もの仕様の追加・変更を生じさせ、そのほとんどがサービスインするために必須の要件とされていた。そのため、UATに供された本件システムはその全体が完成していたにもかかわらず、IBMはUATを中断せざるを得なかった。

(争点1) 本件における責任原因等

裁判所の判断

結論)

IBMは、その開発手法を誤り、かつ、適時適切な修正、調整を通じてシステム完成に向けたプロジェクト・マネジメントを適切に行うべき義務に違反するという本件業務の不完全履行によって、本件システムの構築は、遅くとも平成29年12月の本件解除の時点において、その完成が見込まれないものになっていたものというべきである。

理由)

①本件開発方式について

・SFの標準部品を積極的に活用し、現行業務との差異は運用や、場合によってはその簡素化に踏み込むなどしない限り、本件システムをSF上で合理的な期間及び費用により開発することができる可能性は事実上なかったにもかかわらず、IBMがSITやUATで障害が多発するまでそのような危険性があることに気付かず、又はその危険性を軽視し、むしろ文化シャッターの要求に応ずるままにカスタム開発の比率を高めていったことにより、いたずらに本件システムを肥大化させ、ひいては本件制約等を顕在化させたことにある。

・本件開発方式の下では、主としてSFの標準部品を用い、カスタム開発の範囲を従にとどめることは単に開発の難易ひいては工数及び経費の多寡にとどまらず本件システムの実現可能性にまで影響を及ぼし得るものであったところ、結果的に本件システムにおけるカスタム開発比率が95%にまで達していたことからすると、IBMがこうした危険性にさしたる考慮を払っておらず、他社に比べて画面にこだわる顧客であった文化シャッターのコアメンバーら(カスタム開発比率が一定以上になると本件システムが完成しないか又は少なくともその運用可能性が失われる危険性については、IBMから伝えられるまで知らなかったことが容易に推認される。)の要望を入れて本件旧システムの画面や文化シャッターの多様な業務に合わせたカスタム開発に傾注した結果、本件システムをSF上では制御し難いまでに肥大化させたものというほかはない。

(争点1) 本件における責任原因等

裁判所の判断(続き)

理由)

②品質について

・平成28年3月から開始されたSITでは、業界標準の欠陥発生率から予想される欠陥発生数が全体で467件程度であるのに、進捗率50%の段階で770件の欠陥が発見されるなど難航し、結果的にも完了しなかった。

・SITと並行して平成28年8月末頃から本件システムのUATを開始したものの、タイムアウトエラー等が多発する状態であり、同年10月17日の時点でチケットが611件に達し、うち欠陥である(機能補足説明書の記述どおりの動作をしていない)ことに争いのないものだけで182件に上っていたところ、文化シヤッターがまずはその対応を優先して本件システムを稼働させるよう繰り返し要求しても、IBMは最後までかかる対応は取らず、結局UATも未了のままとなっていた。

③仕様の確定が遅れたことについて

・文化シヤッターによる仕様の確定が適時適切に行われていたからといって、それだけで本件システムの肥大化による本件制約等の顕在化を防ぐことができたとは考え難いことなどからすれば、文化シヤッター側の上記問題を過失相殺の局面で考慮することがあり得るのは格別、文化シヤッターにプロジェクト・マネジメント義務違反があったとまでいうことはできない。

(争点1) 本件における責任原因等

裁判所の判断(続き)

理由)

④Apex制限について

・IBMにおいてApex制限の拡張のためのSF社との交渉に当たったIBMの担当者であるD自身、SF社の承認が必ず得られるわけではないとの認識を示していた。

⑤ストレージの制限について

・平成29年4月24日、文化シャッターのEらに対し、何ら調整することなくオラクル社の第三者ストレージを用いてプログラミングを行えば工数面で5倍以上大きくなってしまいう旨説明している。

⑥バージョンアップについて

・SFのバージョンアップの際、ApexやVFでのカスタム開発を行っている顧客については一部機能がサポートされなくなる可能性がある。

・平成28年1月のバージョンアップの際にモバイル機能に障害が生じたことがあり、IBMも同年6月のバージョンアップに備えて3か月以上にわたって人員1名を配置していた。

・少なくとも年3回予定されているSFのバージョンアップの都度看過し得ない障害が生ずるなどして早晩機能を停止することが容易に推認することのできる状態にあった。

(争点2) 文化シャッターの損害

原告:文化シャッターの主張

結論)

以下の①ないし④が文化シャッターの損害である。

- ① 本件業務のために、IBMに支払った費用:約22億
- ② 本件業務のために、IBM以外のベンダに支払った費用:約2.7億
- ③ 本件業務に関してNTTコミュニケーションズ社と締結した「Secure On-demand Applicationサービス」に係る契約最低利用期間満了までの利用料相当額:0.6億
- ④ 弁護士費用:約2.5億

被告:IBMの主張

結論)

いずれも否認し争う。

(争点2) 文化シャッターの損害

裁判所の判断

結論)

文化シャッターがIBMに対して債務不履行を理由とする損害賠償請求として請求し得る金額は、19億8331万6016円(端数切捨て)及びこれに対する本件解除の後である本件訴状送達の日から支払済みまで商事法定利率6分の割合による遅延損害金までと解すべきである。

理由)

①本件業務のためにIBMに支払った費用について

・遅くとも二次要件定義フェーズの終了時点では、画面や帳票の難易度が高く、他方でSFの標準部品によることができる部分が予想よりもかなり少ないなど、手組みによる開発範囲が当初の見込みから相当程度拡張されることが明らかとなり、その頃、SF内で作成したデータの保管場所をオラクル社の第三者ストレージにすることとし、それに伴ってデータマージ等のための新たなカスタム開発の必要性が生じていたこと、それにもかかわらずIBMが本件開発方針の下でカスタム開発の比率を極限まで高めていったこと等にも照らすと、本件各フェーズのうち設計・開発フェーズ以降に文化シャッターがIBMに支払った20億564万9461円については、その全てがIBMによるプロジェクト・マネジメント義務の不完全履行により被った文化シャッターの損害というべきである。

(争点2) 文化シャッターの損害

裁判所の判断

理由)

②本件業務のためにIBM以外のベンダに支払った費用及び「Secure On-demand Application サービス」に係る契約最低利用期間満了までの利用料相当額について

- ・本件各個別契約上、IBMの責任はそのサービスの料金相当額が限度であるとされ、かかる責任制限が本件において適用されない旨の主張立証はない。
- ・文化シャッターの総損害である23億3331万2961円についてのIBMの損害賠償責任額が過失相殺によって限定されるか否か及びその範囲を確定し、結果としてその額が上記1記載の20億564万9461円を上回った場合には、その上回った部分につきIBMの責任が制限されるものと解すべきである。

③上記①記載の原告の損害の全部を被告に負担させることが相当といえるか否か(過失相殺をすべきか否か)、仮に相当でないとなれば被告に負担させるべきではない割合はいかほどかについて

- ・IBMのいう本件仕様凍結合意を証する文書は存在しない。IBMが仕様変更と主張しているものの多く(詳細はスライド30)はIBMが文化シャッターの要望する仕様に関する説明や指摘を機能補足説明書等に取り入れなまま設計及び開発を進めた結果であり、その意味で欠陥に該当する旨主張しているところ、文化シャッターの担当者がDに平成28年7月22日に発信したメールの内容は、そのような事例が存在していたことをうかがわせるに足りるものといえる。文化シャッターの行った仕様変更要求がIBMの主張するほど広範なものであったとまで認めるには足りない。
- ・文化シャッターの損害賠償請求にはなお一定の過失相殺を認めるべきであるものの、その程度はそう大きいとはいえないといふべきであり、上記のような諸点を勘案すると、公平の見地から、文化シャッターの被った損害のうち、IBMに帰責すべき部分は、その85%の範囲にとどまるものと解するのが相当である。

④弁護士費用について

- ・債務不履行に付随するものとしても、不法行為に基づくものだと構成したとしても約款の規定に照らして請求することは困難である。

(争点3) IBMの損害

原告:文化シヤッターの主張

結論)

いずれも否認し争う。

被告:IBMの主張

結論)

以下の①ないし④がIBMの損害である。

- ① 本件個別契約3-2、同19-2 及び同15 の未払代金合計額:約6.3 億
- ② 本件個別契約3-1、同19-1、同20 及び同23 の未払代金合計:約1.7 億
- ③ 追加作業の報酬相当額:約3 億
- ④ 弁護士費用:約1.1 億

(争点3) IBMの損害

裁判所の判断

結論)

IBMは、損害賠償請求できない。

理由)

争点1で検討したとおり、本件の責任原因はIBMにある。

3

控訴審での主張

双方の控訴審での主張項目

- (1) 補足的主張
- (2) 追加的主張

(1) 補足的主張

一審本訴被告:IBMの主張

結論

UATに供した平成28年8月末頃の本件システムは、カスタム開発によって実装された部分の割合が多くなっていたものの、文化シャッターとIBMがプロジェクトの上流工程で合意した仕様書を前提とすれば、残存していた欠陥を修正し、性能上の課題を解決することにより、本番稼働(技術的に完成)させることが可能であった。

理由

- ・ UAT時点のシステムについて、文化シャッターが業務上必要であると主張する機能を実装せず、欠陥であることに争いのない指摘事項のみ対応してシステムを本番稼働させることがプロジェクトの正式なタスクとして合意された事実はない。
- ・平成29年1月25日の時点においては、費用負担の問題によりIBMの要員はプロジェクトから撤収しており、契約上の作業である欠陥対応を行うためには、これに必要な工数と期間を見積もった上で、当該作業を行うことについて文化シャッターとの間で合意を取り付ける必要があったから、IBMが直ちに欠陥対応を行わなかったことは至極当然であった。
- ・システムの開発作業が完了した後になってから、文化シャッターが業務上必要であると主張する数多くの機能を追加で実装することを求めたためであり、これは、費用や期間等のコストの観点から現実的ではなく、技術的にもリスクがあった。かかる事態が発生した責任は、上流工程において自らが求める仕様が仕様書に網羅されているかを適時適切に確認することができなかった文化シャッターにある。
- ・平成28年1月末をもって仕様凍結合意を成立させた後も変更要求を続け、IBMによる再三にわたる仕様凍結の求めにも応じなかった結果、UAT時点のシステムが本番稼働に至らなかったのであるから、その責任は文化シャッターにある。
- ・IBMは、社内ルールに従い、二次要件定義フェーズが終了する1か月前頃から、設計・開発第一フェーズに係る契約締結に向けた社内での検証作業を開始し、カスタム開発中心の開発手法を採ることが文化シャッターの要求に適合していることや、見積もられた工数やスケジュール等の妥当性や実現可能性に問題がないか等について確認しており、カスタム開発中心の開発手法で本件プロジェクトを進めてきたことについて、IBMに責任はない。
- ・文化シャッターが、仕様凍結を合意した後になっても「後出し」で仕様変更要求を繰り返し、カスタム開発の量を増加させていったことによる結果、プロジェクトを一からやり直すことを提案するに至った。

(1) 補足的主張

一審本訴原告:文化シャッターの主張

結論)

原判決が過失相殺の根拠として認定した点には事実誤認があり、その評価も妥当とはいえず、文化シャッターの過失割合は0%と評価すべきである。損害額の全て、又は少なくとも弁護士費用について、本件各個別契約の責任制限規定を適用することは当事者間の公平に著しく反するから、同規定は無効というべきである。

理由)

- ・本件システムの稼働を実現するためには、IBMは、本件個別契約1に基づく準委任事務の履行として、本件新開発方式(平成29年2月14日に提案した「SFの標準機能を最大限活用する開発手法を採用し、プロジェクトを一からやり直す旨の提案」)において利用可能な成果物を作成する義務を負っていたのであり、IBMがこの義務に違反したことは明らかである。
- ・IBMは、開発範囲の拡大を考慮して適切なスケジュールを策定することを怠ったものであり、また、仕様検討のために「動く画面」を提供することになっていたのに、IBMがこれを提供しなかったため、文化シャッターの検討時間が増大したことも、スケジュールの遅れに大きく影響したのであり、IBMに帰責性がある。
- ・IBMは、サービスイン時期を延期しなければならない重大なスケジュールの遅延を複数回にわたり生じさせていたのであるから、公平の観点からも、文化シャッターの上記スケジュールの遅延を過失相殺事由として考慮することは妥当でない。
- ・IBMは、二次要件定義フェーズの当初の段階から、主としてSFの標準部品を用い、カスタム開発の範囲を従にとどめることを十分に考慮しながら設計・開発を行うべき、相対的に高い注意義務を負っていたにもかかわらず、それを怠ったことにより損害を発生させたのであるから、当該注意義務違反の程度は極めて大きいというべきであり、IBMには重過失が認められる。
- ・本件訴訟の審理に極めて長期間を要したのは、IBMが虚偽であることを認識しながら事実を反する主張をしたことが大きく影響しており、弁護士費用は、IBMの故意又は重過失により必要となった費用といえる。

(2) 追加的主張

一審本訴被告:IBMの主張

結論)

文化シャッターの下記行為は、詐欺または契約締結上の過失類似の信義則上の義務違反による不法行為に該当する。

理由)

- ・文化シャッターは、IBMに対して182件の欠陥対応以外の作業を行わせる意思はないことをあえて秘したまま、IBMに追加変更要件の実現に向けた見直し提案や業務適合性検証(PoC)作業、あるいは5.29提案や8.10提案といった一連の作業を行わせた。
- ・遅くとも平成28年12月末頃には、文化シャッター内部では、IBMには上記欠陥対応のみを行わせて契約終了とし、システムの完成に必要な残りの作業はIBM以外のベンダ(富士通やテラスカイ)に引き継がせることを予定していたからであった。
- ・文化シャッターは、IBMに対し、上記欠陥対応以外の作業を行わせる意思はなく、何らの対価の支払もするつもりがなかったのに、そのような真意を秘したまま、IBMには、「中断中のプロジェクトの再開を踏まえ」た依頼を行い、あたかもIBMに追加変更要件の実現へ向けての発注をするかのような虚偽の説明をしていた。
- ・追加変更要件を実現する契約を締結する可能性があるかのように誤信させ、上記一連の作業をさせたのであり、これは、契約締結上の過失類似の信義則上の義務違反による不法行為に該当する。
- ・IBMは、文化シャッターの依頼がなければ、上記一連の作業を行う必要はなかったであるから、当該作業を行うためにIBMが負担した、IBM従業員の人件費、ブルーウルフによる検討にかかった費用等(合計1億3197万7800円)は、文化シャッターの上記不法行為によって生じた損害である。

(2) 追加的主張

一審本訴原告:文化シャッターの主張

結論

IBMの不法行為(詐欺による不法行為、契約締結上の過失類似の信義則上の義務違反による不法行為)に基づく反訴請求(当審における追加請求)には理由がない。

理由

- ・文化シャッターが他のベンダへの引継ぎに関する検討を具体化したのは、IBMが5.29提案をした後の平成29年6月以降のことである。
- ・IBMが主張する平成28年12月末頃はもちろん、1785件の仕様変更の発生が想定される旨をIBMが報告した平成29年1月25日の時点でも、文化シャッターは、他のベンダへの引継ぎを決めていなかったし、決めることもできない状況であった。

4

控訴審の争点及び 判断

(1) 補足的主張

裁判所の判断:IBMに対して

結論)

IBMの主張は採用できない。

理由)

①技術的な問題で稼働できなかったわけではない主張について

- ・UAT時点の本件システムには、主としてSFの一般的な許容範囲(20%)をはるかに超えるカスタム開発の実装比率(95%)となっていることに起因する性能上の課題(技術的な問題)があり、IBMが一定の対応を行ったものの、いまだリスクが存在している状態であるために、従前の開発方針のままでは本番稼働を見通せない状態であったと認められる。
- ・本件システムの開発態勢について、貧弱なプロジェクト・マネジメントがスコープ・クリープにつながっていること、経験のあるSFのリソースが主要なポジションに欠けていたことがベスト・プラクティスの欠如につながったこと、開発リソースのスキルセットがSFの開発業界のスタンダードより低いこと等の問題点が端的に指摘されている。

(1) 補足的主張

裁判所の判断(続き)

理由)

②文化シャッターが適時適切に確認しなかったことに帰責性がある主張について

・本件システムは、遅くとも平成29年11月24日に本件個別契約を解除した時点においては、その完成が見込まれないものとなっていたものというべきである。その主たる原因は、SFの標準部品を積極的に活用し、現行業務との差異は運用や、場合によってはその簡素化に踏み込むなどしない限り、本件システムをSF上で合理的な期間及び費用により開発することができる可能性は事実上なかったにもかかわらず、IBMがSITやUATで障害が多発するまでそのような危険性があることに気付かず、又は、その危険性を軽視し、むしろ文化シャッターの要求に応ずるままにカスタム開発の比率を高めていったことにより、いたずらに本件システムを肥大化させ、ひいては本件制約等を顕在化させたことにあるものと解される。

・文化シャッター側にも、仕様の確定が度々遅れたとか、仕様変更要求を適時適切にIBMに伝えなかった等の問題があったことが認められ、このことが、IBMのプロジェクト・マネジメントを一層困難なものにした側面があることは否定できない。

③仕様凍結を合意した後になっても「後出し」で仕様変更要求を繰り返した主張について

・本件システムは、UAT時点で存在した性能上の課題(技術的な問題)により、遅くとも平成29年11月24日に本件個別契約を解除した時点においては、その完成が見込まれないものとなっており、その主たる原因は、IBMの不十分なプロジェクト・マネジメントやSFの経験・スキルの不足等にあるというべきであるから、③の主張は前提を欠く。

・IBMは、SITやUATにおいて障害が多発するまでの間、カスタム開発の割合が増大することの危険性について格別の方策を採った形跡は窺われず、カスタム開発の割合が95%と極端に高くなった段階に至って初めて、抜本的な見直しの方策を検討したものと認められ、この主たる原因は、IBMの不十分なプロジェクト・マネジメントや、SFの経験・スキルの不足といわざるを得ない。

(1) 補足的主張

裁判所の判断:文化シャッターに対して

結論)

文化シャッターは帰責すべき部分は90%をもって相当と認める。

IBMは、文化シャッターに対し、20億0564万9461円及びこれに対する平成29年12月9日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

理由)

・〈1〉機能要件定義作業支援、〈2〉画面標準策定作業支援、〈3〉処理方式・インタフェース要件定義作業支援、〈4〉移行方針・データ移行要件定義支援、〈5〉トレーニング方針定義支援及び〈6〉プロジェクト管理支援という作業項目についての支援を、平成27年3月1日から同年6月30日までの「サービス期間」内に行うというものであるところ、IBMは、その成果物として、同日までに、非機能要件定義書、システム全体図、インフラ検討書、オブジェクト構造図、帳票一覧、外部連携方式設計書、外部インタフェース項目定義等を作成して文化シャッターと共有しており、これらの内容に格別不備は認められないから、IBMの準委任事務の履行が債務の本旨に従ったものでなかったとは認められない。

・文化シャッターによる仕様確定の遅れは二次要件定義フェーズから度々生じており、それによって設計・開発の遅れが発生していたこと、要件定義フェーズ等における画面や帳票等のレイアウト等にこだわりが強い文化シャッターが、仕様がいったん確定した後もその変更を求める事態がしばしば生じていたこと、かかる度重なる仕様変更要求の結果、スケジュールの縛りもあってIBMの開発時間が圧縮され、そのプロジェクト・マネジメントを困難にした側面があることは否定できない。

・本件各個別契約の責任制限規定の趣旨は、システム開発に関連して生じる損害額が、その性質に照らし、不相当に多額に上るおそれがあることに鑑み、段階的に締結された契約のいずれかが原因となってユーザに通常かつ直接の損害が生じた場合、ベンダが賠償すべき損害を当該損害発生の直接原因となった個別契約の対価(「サービス」の料金相当額)を上限とするものであり、その性質は、賠償上限額についての損害賠償の予定と解されるところ、本件各個別契約には、ベンダに故意又は重過失がある場合に責任制限条項を適用しない旨の明文規定はなく、本件の主因はIBMのプロジェクト・マネジメントの不十分さが引き起こした事態。

(2) 追加的主張

裁判所の判断

結論

IBMの主張は採用できない。

理由

- ・平成29年2月14日に行われたIBMとの協議の際に、文化シャッターの役員らが、「ここまで作って動作しないから、チャラにしたいはあり得ない。ここまで開発したものを充当した上で、開発を続けてもらおう。こういうスキームできっちり動作します。ということで続けて頂けるのであればBXとしても納得ができる。」との意見を述べていたことや、文化シャッター(情報システム部と経営企画部の双方の幹部を含む。)も、カスタム開発比率が想定外に増え、SF上のデータも多いために本番稼働が困難になったという背景説明をコアメンバーに対して行い、その要望をある程度抑制していく方針などを示して、IBMの検証作業に一定程度協力する姿勢を示していたことに照らせば、同年1月25日頃においては、IBMによる新たな提案を待つて上記比較検討を行った上で方針を決定することが予定されていたものとみるのが相当である。
- ・IBMが新たな受注を目指して行った提案活動に他ならないところ、その内容等が文化シャッターの意に全く沿わないものであったために、受注に至らなかったというにすぎず、この経緯において、文化シャッターがIBMをあえて誤信させるような言動等をとったことを認めるに足りる的確な証拠も存しない。

5

控訴審の分析

1. 控訴審判断の小括

- ① 原判決の過失割合の認定を85%から90%に改めている
- ② 控訴審における補足的主張、追加的主張は全て排斥している

争点1 本件における責任原因等

IBMの過失割合を90%とする

原審

控訴審

二次要件フェーズ	
文化シャッターによる仕様確定の遅れは二次要件定義フェーズから生じており、それによって設計・開発の遅れが発生していたことは想像に難くない。	文化シャッターによる仕様確定の遅れは二次要件定義フェーズから度々生じており、それによって設計・開発の遅れが発生していたこと
要件定義フェーズ	
要件定義フェーズ等における画面や帳票等のレイアウト等にこだわりが強い文化シャッターが、仕様一旦確定した後もその変更を求める事態がしばしば生じていたことは認められる。	要件定義フェーズ等における画面や帳票等のレイアウト等にこだわりが強い文化シャッターが、仕様といったん確定した後もその変更を求める事態がしばしば生じていたこと

争点1 本件における責任原因等

IBMの過失割合を90%とする

原審

控訴審

仕様凍結	
IBMのいう本件仕様凍結合意を証する文書は存在せず(IBMが依拠する乙はJが作成した同日の変更管理会議に係る社内向けの議事録にすぎず、その内容も、「今後は開発範囲の変更が発生しないようにしたいです。...工数・費用面だけでなく、スケジュール的にも新しい要件を検討している時期ではありません。」とのJの発言に対してEらがうなずいたというにすぎない。)	
SITの過程においてIBMが更なる仕様変更要求の抑制を文化シャッターに促した際にも本件仕様凍結合意に対する具体的な言及がなかった	
そもそもそのような合意（注：本件仕様凍結合意）が存在したこと自体認め難いものといわざるを得ず、文化シャッター・IBM間において仮に同日何らかの合意が成立したとしても、Eが供述するとおり「大きな要件の項目を固めた」という限度にとどまる	(IBMのいう本件仕様凍結合意の存在は認められず、文化シャッターの仕様変更要求がIBMの主張するほど広範なものであったとも認められない。また、IBMが文化シャッターの指摘を機能補足説明書に適切に反映することを怠っていた結果として多数の欠陥が生じたことが認められる。)
文化シャッターは、IBMが仕様変更と主張しているものの多くはIBMが文化シャッターの要望する仕様に関する説明や指摘を機能補足説明書等に取り入れれないまま設計及び開発を進めた結果であり、その意味で欠陥に該当する旨主張しているところ・・・少なくとも以下の4つのチケットについては文化シャッターの主張するとおり欠陥であると認められ、他にも相応の数の欠陥が、IBMが仕様変更と主張するチケット（369件）の中に混在していることが推認されるから、文化シャッターの行った仕様変更要求がIBMの主張するほど広範なものであったとまで認めるには足りない。	

争点1 本件における責任原因等

IBMの過失割合を90%とする

原審

控訴審

デモ機

IBMが設計・開発フェーズの過程で「動く画面」によって画面遷移等をコアメンバーに具体的に示して仕様を確定することが当初の想定よりかなり少なかったため、コアメンバーらにおいて仕様の詳細がイメージしづらかったことも、後に文化シャッターによる仕様変更要求が増えた一因であった

IBMが設計・開発フェーズの過程で「動く画面」によって画面遷移等をコアメンバーに具体的に示して仕様を確定することが当初の想定よりかなり少なく、仕様の詳細がイメージしづらかった

(もっとも、そのような事態は、文化シャッターによる仕様の確定の遅れによるIBMの開発時間の減少によって招来されたという要素も考慮する必要があるとはいえる。)

争点1 本件における責任原因等

IBMの過失割合を90%とする

原審

控訴審

プロジェクト・マネジメント義務

遅くとも二次要件定義フェーズの終了時点では、画面や帳票の難易度が高く、他方でSFの標準部品によることができる部分が予想よりもかなり少ないなど、手組みによる開発範囲が当初の見込みから相当程度拡張されることが明らか

SF内で作成したデータの保管場所をオラクル社の第三者ストレージにすることとし、それに伴ってデータマージ等のための新たなカスタム開発の必要性が生じていたこと、それにもかかわらずIBMが本件開発方針の下でカスタム開発の比率を極限まで高めていったこと

本件各フェーズのうち設計・開発フェーズ以降に文化シャッターがIBMに支払った20億0564万9461円については、その全てがIBMによるプロジェクト・マネジメント義務の不完全履行により被った文化シャッターの損害

後になって本件旧システムとは異なるなどとして文化シャッターが仕様の変更を要求することが重なれば、スケジュールの縛りもあって被告の開発時間が圧迫されるとともに、そのプロジェクト・マネジメントを困難にすること

こうした背景から数多くの不備が生じることとなり、その対応もあってますます開発時間が不足するといった悪循環に陥っていったと認められるから、文化シャッターの仕様検討の遅れが、長期間のプロジェクトの過程においてはごく一般的に生じる程度の軽微なものにすぎないとか、「サービスイン時期に影響するほどまでのものではなかった」などとは認められない

かかる度重なる仕様変更要求の結果、スケジュールの縛り（文化シャッターは、早期のサービスインを強く求めていたから、尚更である。）もあってIBMの開発時間が圧縮され、そのプロジェクト・マネジメントを困難にした側面があること

文化シャッターの仕様検討の遅れの原因の一端が、IBMの不十分なプロジェクト・マネジメントや

IBMがシステム開発に関する豊富な知識・経験（文化シャッターとの間には格段の差異があったことが明らかである。）を有するベンダであり、本件で使用するSFの特徴や制限等についてもユーザに対し十分な説明をすべき立場にあったこと等

6

関連論点

(1)プロジェクト・マネジメント義務

ア 裁判例

- ①東京地判平成16年3月10日(初めてこの用語が使用された裁判例)
- ②札幌高判平成29年8月31日(ユーザの協力義務違反が認められた事例)
- ③東京地判令和3年11月25日(ベンダがプロジェクトマネジメント義務を果たしていたとされた事例)
- ④東京地判令和5年3月24日(ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反が否定された事例)
- ⑤名古屋地判令和6年5月31日(ベンダのプロジェクトマネジメントの不十分さを理由にユーザの協力義務違反を否定した事例)

イ 本件のおさらい

※昨年のゼミの資料もご参照ください(<https://www.softic.or.jp/application/files/4617/0141/4669/resume2.pdf>)。

(2)契約締結上の過失

ア 裁判例

- ①最判平成23年4月22日(契約締結に先立ち信義則上の説明義務違反をした場合、債務不履行ではなく不法行為の問題となつた判例)
- ②最判昭和59年9月18日(契約の締結に至らなかった事例①)
- ③最判平成2年7月5日(契約の締結に至らなかった事例②)
- ④東京高判平成27年5月21日(平成23年最判以降の裁判例)

イ 本件のおさらい

(1) プロジェクト・マネジメント義務(初めてこの用語が使用された裁判例)

ア 裁判例

①東京地判平成16年3月10日

◇事案の概要

- ・原告国保の請求:システム開発業務委託契約の債務不履行解除を原因とする原状回復請求権に基づく請求と、債務不履行に基づく損害賠償請求
- ・被告の反訴請求:原告の協力義務違反等を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求、予備的に、民法641条所定の請負契約の解除における報酬及び損害賠償請求権に基づく請求

(1) プロジェクト・マネジメント義務(初めてこの用語が使用された裁判例)

ア 裁判例

①東京地判平成16年3月10日

◇プロジェクト・マネジメント義務

被告は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のとおり納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。

したがって、被告は、

①納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務

を負うものと解すべきである。そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、被告は、

②注文者である原告国保のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告国保によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかける義務

(以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。)を負っていたというべきである。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(初めてこの用語が使用された裁判例)

ア 裁判例

①東京地判平成16年3月10日

◇具体的なベンダの義務

原告国保のシステム開発へのかかわりについての管理に関して、より具体的に説明すれば、被告は、① 原告国保における意思決定が必要な事項や、原告国保において解決すべき必要のある懸案事項等について、具体的に課題及び期限を示し、決定等が行われない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、それらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告国保がこれを決定ないし解決することができるように導くべき義務を負い、また、② 原告国保がシステム機能の追加や変更の要求等をした場合で、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすものであった場合等に、原告国保に対し適時その旨説明して、要求の撤回や追加の委託料の負担、納入期限の延期等を求めるなどすべき義務を負っていたといえる。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(初めてこの用語が使用された裁判例)

ア 裁判例

①東京地判平成16年3月10日

◇本件においてベンダは義務を果たしていたか?

- ・被告は、本件電算システム提案書において、設計、開発作業の各段階ごとにレビューを行い、設計段階でプロトタイプを作成する旨掲げておきながら、段階ごとのレビューを実施せず、被保険者資格管理業務と組合員管理業務を除くその余の業務については、プロトタイプをほとんど作成していない。
- ・被告が平成10年2月2日に納品した本件基本設計書には、不完全な点があった上、被告は、基本設計書の校正版を納品する旨原告国保に説明しておきながら、結局これを納品していない。被告は、自ら履践を約した開発手順や開発手法、作業工程を履践しなかったところがあるといわざるを得ず、この点において、被告のプロジェクトマネジメントは、不適切であった。
- ・被告は、開発作業中に生じた被告の懸案事項を、自ら定めた目標期限までに解決しなかったことがあるものと認められ、この点においても、被告のプロジェクトマネジメントは、不適切であった。
- ・被告は、原告国保に対し、システム連絡会議やシステム開発進捗会議等において、懸案事項の解決の遅れが原因で開発作業が遅延していることを説明し、目標期限までの解決を促していたものであるから、この点について、被告は適切なプロジェクトマネジメントを行っていたといえることができる。
- ・被告も、懸案事項を自ら設定した目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかった。
- ・健保法改正(事業所管理機能の強化)その他に関する原告国保の要求により、開発工数が大幅に増加したことも、開発作業の遅れの一因を成すものと認められ、これについて、被告は、開発規模の増大の程度を正確に把握するのが遅れ、契約金額を上回る4億円もの追加の委託料の負担が大幅な処理数の削減を選択するよう不相当な内容の申入れをしており、適切なプロジェクトマネジメントを欠いた点があるといえることができる。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(初めてこの用語が使用された裁判例)

ア 裁判例

①東京地判平成16年3月10日

◇ユーザの協力義務

しかしながら、本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者(ベンダー)のみではシステムを完成させることはできないのであって、委託者(ユーザー)が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが必要である。このような役割を委託者である原告国保が分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、原告国保と受託者である被告の共同作業というべき側面を有する。そして、本件電算システム開発契約の契約書(乙1)は、4条1項において、(略)旨定めており、原告国保が協力義務を負う旨を明記している。

したがって、原告国保は、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務(以下「協力義務」という。)を負っていたというべきである。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(初めてこの用語が使用された裁判例)

ア 裁判例

①東京地判平成16年3月10日

◇本件においてユーザは義務を果たしていたか？

- ・原告国保は、被告から解決を求められた懸案事項を目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかった点において、適切な協力を行わなかったところがある。
- ・原告国保の機能の追加や変更の要求に関する被告の協力義務違反の主張については、原告国保が結果として本件基本設計書において想定されていた開発内容の追加、変更等をもたらす要求をした事実は認められるものの、そのことが原告国保の協力義務違反を構成するということとはできない。
- ・原告国保の過剰な要求に関する被告の協力義務違反の主張についても、原告国保が本件電算システム開発契約等の委託料に照らし過剰な要求をしたとは認められない。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(初めてこの用語が使用された裁判例)

ア 裁判例

①東京地判平成16年3月10日

◇結論

- ・原告の債務不履行に関する主張は、本件電算システムの開発作業が遅れ、納入期限までに完成に至らなかったことにつき、いずれか一方の当事者が債務不履行責任を負うものではないとして、排斥。
- ・被告の民法641条に基づく解除は認められ、既作業部分に相応する報酬等については原告国保に対して請求可能。
- ・もっとも、被告には適切なプロジェクトマネジメントを欠いた点があったことから、民法418条を類推適用し、6割の過失相殺を認めた。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ユーザの協力義務違反が認められた事例)

ア 裁判例

②札幌高判平成29年8月31日

◇事案の概要

- ・一審原告の請求: 納期までに本件システムの完成及び引渡しがされなかったことにつき、債務不履行に基づく損害賠償請求
- ・一審被告の請求: 本件システムの完成及び引渡しが遅れ完成義務を履行し得なくなったのは一審原告の協力義務違反及び不当な受領拒絶によるものであるとして、主位的に債務不履行に基づく損害賠償請求、予備的に不法行為に基づく損害賠償請求

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ユーザの協力義務違反が認められた事例)

ア 裁判例

②札幌高判平成29年8月31日

◇ユーザの協力義務違反(債務不履行)を認定したこと

システム開発はベンダである一審被告の努力のみによってなし得るものではなく、ユーザである一審原告の協力が必要不可欠であって、一審原告も、一審被告による本件システム開発に協力すべき義務を負う(一審原告も、一般論として上記のような協力義務を有していることは認めているところである。)。そして、この協力義務は、本件契約上一審原告の責任とされていたもの(マスタの抽出作業など)を円滑に行うというような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告にその対応を強いることによって本件システム開発を妨害しないというような不作為義務も含まれているものというべきである。

しかるに、前記6などのとおり、一審原告が本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告がこれに対応せざるを得なかったことから、本件システム開発が遅延した。また、前記7のとおり、一審原告がマスタの抽出義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠し、一審原告の協力が得られないまま一審被告が代行せざるを得なくなったことも、本件プロジェクトが遅延した理由の一つになっている。

さらに、一審原告は、一審原告の追加開発要望に基づいて現行システムの備える機能を最大限取り込むことを要求しながら、そのために必要な現行システムの情報(基本設計書等)を十分に提供せず(略)、また、一審被告が一審原告に代わってマスタの抽出作業を行うに際しても、NECに必要な協力依頼を行うことを怠った(略)。

そして、前記3のとおり、本件システムは、遅くとも平成22年4月26日までには、一審原告の協力が得られずに保留せざるを得なかった1項目を除き、全て完成していたにもかかわらず、一審原告は、独自の見解から本件システムの開発が一審被告の責任で遅延したとして、一方的に本件解除をした。

上記のとおり、一審原告には、本件契約上の協力義務違反(債務不履行)が認められる。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ユーザの協力義務違反が認められた事例)

ア 裁判例

②札幌高判平成29年8月31日

◇ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反(債務不履行)を認定しなかったこと

一審原告は、一審被告にプロジェクトマネジメント義務違反が認められる旨を主張する(略)。

しかしながら、一審被告は、平成21年3月4日以降、専門部会等において、繰り返し、一審原告による追加開発要望の多くは仕様外のものであること、一審被告としては、これらの追加開発要望に対応するのは難しく、同年9月24日(本件原契約におけるリース開始日)に間に合わなくなることを説明した(略)。そして、一審被告は、同年7月7日、一審原告による625項目の追加開発要望を受け入れる(本件追加開発合意)一方で、以後は、新たな機能の開発要望はもちろん、画面や帳票、操作性に関わるものも含め、一切の追加開発要望を出さないという合意(本件仕様凍結合意)を取り付けたものである。このように、一審被告は、プロジェクトマネジメント義務の履行として追加開発要望に応じた場合は納期を守ることができないことを明らかにした上で、追加開発要望の拒否(本件仕様凍結合意)を含めた然るべき対応をしたものと認められる。

これを越えて、一審被告において、納期を守るためには更なる追加開発要望をしないよう注文者(一審原告)を説得したり、一審原告による不当な追加開発要望を毅然と拒否したりする義務があったということはできず、一審被告にプロジェクトマネジメント義務の違反があったとは認められない。

したがって、一審被告には債務不履行(履行遅滞)について帰責性がなく、また、一審原告の債務不履行について過失相殺の対象となるべき過失の存在も認められない。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ユーザの協力義務違反が認められた事例)

ア 裁判例

②札幌高判平成29年8月31日

◇結論

- ・一審原告の協力義務違反(債務不履行)を認めた。
- ・一審被告のプロジェクトマネジメント義務違反(債務不履行)を認めず、過失割合の要素ともしなかった。
- ・一審原告の協力義務違反を理由とする不法行為の主張については、債務不履行を超えて不法行為を構成するほどの違法性はないとして否定した。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダがプロジェクトマネジメント義務を果たしていたとされた事例)

ア 裁判例

③東京地判令和3年11月25日

◇事案の概要

原告の請求: 被告が実際には機能し得ないソフトウェアしか作製できておらず, 納期も大幅に遅延したことから, 不完全履行及び履行遅滞により本件契約を解除したと主張して, 不当利得返還請求, 解除に伴う損害賠償請求又はプロジェクトマネジメント義務違反の不法行為による損害賠償請求(一部請求)をした事案。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダがプロジェクトマネジメント義務を果たしていたとされた事例)

ア 裁判例

③東京地判令和3年11月25日

◇プロジェクト・マネジメント義務の内容

ソフトウェアの開発に係る契約である本件契約の特質に鑑みると、ソフトウェア開発を担うベンダである被告は、本件ソフトウェアの開発に当たり、ユーザーである原告に対し、ベンダとして通常求められる専門的知見をもって本件ソフトウェアの開発を進め、得られた情報を集約・分析して原告に必要な説明を行い、その了解を得ながら必要な修正及び調整等を行いつつ、本件ソフトウェアの完成に向けた作業を適切に行うべき義務(プロジェクトマネジメント義務)を負っていたものと認められる。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダがプロジェクトマネジメント義務を果たしていたとされた事例)

ア 裁判例

③東京地判令和3年11月25日

◇ベンダはプロジェクトマネジメント義務を果たしていたこと

Bは、本件ソフトウェアに機能を盛り込みすぎであり、現状の予算で作製することは困難であるとの懸念を示し、機能を絞った上でブラッシュアップフェーズを設けて作製すべきであるとの意見を述べた上で、原告に対して本件仕掛品を送信して具体的な検討を促しており、前記2において説示したとおり、かかる懸念及び意見はもっともなものであったと認められる。すなわち、被告は、本件ソフトウェアの仕様の作成は原告の役割であるとして、漫然と放置していたわけではなく、打合せを基に本件ソフトウェアの開発を進め、本件仕掛品を基に原告に必要な助言を行った上で、本件ソフトウェアの完成に向けた提案を行っていたと認められるのであり、プロジェクトマネジメント義務を果たしていたものと認められる。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダがプロジェクトマネジメント義務を果たしていたとされた事例)

ア 裁判例

③東京地判令和3年11月25日

◇結論

・被告にプロジェクトマネジメント義務違反はないとして、不法行為の成立を否定。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(元請ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反が否定された事例)

ア 裁判例

④東京地判令和5年3月24日

◇事案の概要

原告(請負人)の請求:非生体検知学習機能を具備した掌静脈認証ソフトウェア開発キットの開発を発注した被告(注文者)に対して、

- ①主位的に、契約内容どおりに仕事を完成し、納品したことにより請負代金として、
- ②予備的(その1)に、仮に仕事の完成が認められなかったとしても、被告の協力義務違反により原告の債務が履行不能となったから、改正前民法536条2項による反対給付請求として、
- ③予備的(その2)に、仮に②の請求が認められなかったとしても、**被告が注文者としての協力義務または元請ベンダとしてのプロジェクトマネジメント義務に違反したことにより仕事が完成しなかったため、損害を被ったのであるから、債務不履行に基づく損害賠償請求として、**
- ④予備的(その3)に、契約の中途終了による出来高報酬請求

※原告は、被告の下請にあたる。

※改正前民法536条2項

債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(元請ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反が否定された事例)

ア 裁判例

④東京地判令和5年3月24日

◇原告(下請ベンダ)の役割を前提に被告(元請ベンダ)のプロジェクトマネジメント義務違反を否定

原告は、被告が本件契約上負うべき元請ベンダとしての協力義務ないしプロジェクトマネジメント義務を怠り、別紙のように本件SDKの仕様を提示しなかったことが債務不履行に当たるとして、民法415条に基づき損害賠償請求権を有するものと主張する。

しかしながら、本件契約締結の際にソースコードだけでなく、Java docを使用して生成した日本語のコメントを付した資料の一部や「SDK全体構成」と題する説明資料が提供され、その内容が説明されていたことなどから、原告がそのソースコードを解析することにより本件SDKの仕様が確定される方法が合意されたものと認められる以上、原告において、当該合意に従い本件SDKの仕様を把握すべきものというべきであるから、原告からの求めもない中で被告が本件SDKの開発への着手から引渡しまでの間に、本件SDKの仕様について別紙のような整理をして提示することが被告の協力義務ないしプロジェクトマネジメント義務の一環として認められるということは困難である。

したがって、被告に本件契約上の協力義務違反ないしプロジェクトマネジメント義務違反があるとする原告の主張は理由がない。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(元請ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反が否定された事例)

ア 裁判例

④東京地判令和5年3月24日

◇結論

・被告のプロジェクトマネジメント義務違反を否定し、債務不履行はないと認定。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダのプロジェクトマネジメントの不十分さを理由にユーザの協力義務違反を否定した事例)

ア 裁判例

⑤名古屋地判令和6年5月31日

◇事案の概要

原告(ベンダ)の請求:①主位的には、被告(ユーザ)の生産管理システムの開発及び導入支援を請け負い、これを完成させたと主張して請負ないし準委任契約に基づく請求
②予備的には、仮に同生産管理システムが完成していないとしても、それは被告の協力義務違反によると主張して改正前民法536条2項に基づく請求等。

※改正前民法536条2項

債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダのプロジェクトマネジメントの不十分さを理由にユーザの協力義務違反を否定した事例)

ア 裁判例

⑤名古屋地判令和6年5月31日

◇ユーザの協力義務

本件システムの開発は、ベンダである原告及びらくらく工房のみによってなし得るものではなく、ユーザである被告の協力も必要不可欠であるから、被告は、原告及びらくらく工房によるシステム開発に協力すべき義務を負う。

◇ベンダのプロジェクトマネジメント義務

原告及びらくらく工房は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門知識と経験に基づき、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処したり、システム開発について専門的知識を有しない被告に対し、開発作業を阻害する行為がされることのないよう働きかけたりする義務(いわゆるプロジェクトマネジメント義務)を負うものと解される。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダのプロジェクトマネジメントの不十分さを理由にユーザの協力義務違反を否定した事例)

ア 裁判例

⑤名古屋地判令和6年5月31日

◇ユーザ(被告)が仕様を十分に理解していなかったことがやむを得なかったこと

本件概要設計書1は、本件システム完成後の画面イメージを視覚化し、機能の概要を抽象的に記した資料にすぎず、本件システムの全機能・仕様の詳細を漏れなくかつ分かりやすく記載したものではないから(認定事実(2)イ)、システム開発の専門的知識を有しない被告が、本件概要設計書1から、原告及びらくらく工場の想定した本件システムの仕様を読み取り、自己の要望と本件概要設計書1による仕様の不一致を察知して確認することはもとより困難であったと解される。しかも、被告は、本件概要設計書1を作成する前のワーキンググループにおいて、原告及びらくらく工場との間で、本件システムでも〇〇システムのデータを取り込む必要があると伝えていた経緯があるから(認定事実(2)ア)、本件概要設計書1に定められた仕様によって〇〇システムとの連携(マイツールと同等の受注データ取り込み機能)が当然可能であると思っただとしてもやむを得ない。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダのプロジェクトマネジメントの不十分さを理由にユーザの協力義務違反を否定した事例)

ア 裁判例

⑤名古屋地判令和6年5月31日

◇ベンダ(原告ら)の説明が不十分であり、適切なプロジェクトマネジメントを果たしたとはいいい難いこと

他方、原告及びららく工房は、被告から旧システムのマイツールで行っていた受注データの取り込みを本件システムでも行えるようにしたいという要望があり、そのためには、マイツールの仕様を把握しなければならぬと理解していたのだから(認定事実(2)ア(ア)、証人E[30、40])、被告から十分な情報が提供されないのであれば、プロジェクトマネジメントの一環として、被告に対し、必要な資料及び提出期限を特定して追加資料の提出を求めたり、追加の質問をしたりして、マイツールの仕様を把握するか、そうでなければ、マイツールの仕様が分からないため同等の機能を備え付けることができない旨を明確に説明すべきであったといわざるを得ない。そうであるにもかかわらず、原告及びららく工房は、明確な説明を欠いたまま本件概要設計書1でマイツールに係る仕様を脱落させており(証人E[30]、弁論の全趣旨)、適切なプロジェクトマネジメントを果たしたとはいいい難い。

(1) プロジェクト・マネジメント義務(ベンダのプロジェクトマネジメントの不十分さを理由にユーザの協力義務違反を否定した事例)

ア 裁判例

⑤名古屋地判令和6年5月31日

◇ユーザに協力義務違反がないこと

したがって、被告が本件概要設計書1を理解しきれないまま了承したことがあったとしても、これをもって協力義務違反に当たるとはいえない。

◇結論

・原告の改正前民法536条2項に基づく報酬請求は理由がない。

(1) プロジェクト・マネジメント義務

ア 裁判例(小括)

○プロジェクトマネジメント義務は、様々な場面で登場する。

- ・ユーザ側がベンダ側の債務不履行を主張する場面では、債務不履行の内容として主張される。
- ・ベンダ側がユーザ側の債務不履行(協力義務違反)を主張する場面では、ベンダ側がプロジェクトマネジメント義務を果たしたか否かを考慮して、債務不履行(協力義務違反)につき判断される。
 - 双方に協力義務、プロジェクトマネジメント義務の不完全な履行があれば、東京地判平成16年3月10日のように、いずれの債務不履行の主張も認められないこともある。
- ・プロジェクトマネジメント義務違反とまでいえなくとも、プロジェクトマネジメントが不十分であれば、過失相殺の考慮要素となる。
- ・札幌高判平成29年8月31日において、協力義務違反に関して、「債務不履行を超えて不法行為を構成するほどの違法性はない」と判断されていることから、プロジェクトマネジメント義務違反についても、余程悪質でない限りは、不法行為とはならないのではないか。

(1) プロジェクト・マネジメント義務

イ 本件のおさらい

- ・一審本訴原告の請求:債務不履行(履行不能又は不完全履行)又は不法行為に基づく損害賠償請求
 - プロジェクトマネジメント義務違反を理由とする不完全履行を認めた(不法行為については明記無し)
 - 一審本訴原告のプロジェクトマネジメント義務違反は否定し、この問題は過失相殺の問題として考慮
- ・一審本訴被告の請求:一審本訴原告のプロジェクトマネジメント義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求等
 - 認めない。

※一審本訴被告の主張する一審本訴原告のプロジェクトマネジメント義務は協力義務と同義と思われる。

※原審の上記枠組みを控訴審も踏襲。

(2) 契約締結上の過失(最高裁判例の紹介)

ア 裁判例

①最判平成23年4月22日

◇事案の概要

被告に対して平成11年3月2日に各500万円の出資をした原告らが、被告が平成12年12月16日に破綻して出資金の払戻しを受けられなくなったことにつき、被告が上記出資当時債務超過の状態にあったことを原告らに対して説明すべき義務に違反し、むしろ資産状態が健全である旨を告げて原告らを欺罔したと主張して、被告に対し、主位的に、①説明義務違反の不法行為による損害賠償請求権又は②詐欺を理由に出資契約を取り消したことを理由とする不当利得返還請求権に基づき、予備的に、③出資契約上の債務不履行(説明義務違反)を理由とする損害賠償請求権又は④出資契約の錯誤無効を理由とする不当利得返還請求権に基づき、各500万円及び遅延損害金の支払を求めた事案

(2) 契約締結上の過失(最高裁判例の紹介)

ア 裁判例

①最判平成23年4月22日

◇判旨

本判決は、原審と異なり、次のとおり判示して、本件のような場合には、契約締結に先立ち信義則上の説明義務に違反した者が、契約上の債務の不履行責任を負うことはないとして、原判決のうち債務不履行に基づく損害賠償請求を認容すべきものとした部分を破棄し、1審判決を取り消して債務不履行に基づく損害賠償請求を棄却した。

「契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはないというべきである。

なぜなら、上記のように、一方当事者が信義則上の説明義務に違反したために相手方が本来であれば締結しなかったはずの契約を締結するに至り、損害を被った場合には、後に締結された契約は、上記説明義務の違反によって生じた結果と位置付けられるのであって、上記説明義務をもって上記契約に基づいて生じた義務であるということは、それを契約上の本来的な債務というか付随義務というかにかかわらず、一種の背理であるといわざるを得ないからである。契約締結の準備段階においても、信義則が当事者間の法律関係を規律し、信義則上の義務が発生するからといって、その義務が当然にその後に締結された契約に基づくものであるということにならないことはいうまでもない。

このように解すると、上記のような場合の損害賠償請求権は不法行為により発生したものであるから、これには民法724条前段所定の3年の消滅時効が適用されることになるが、上記の消滅時効の制度趣旨や同条前段の起算点の定めに鑑みると、このことにより被害者の権利救済が不当に妨げられることにはならないものというべきである。」

(2) 契約締結上の過失(最高裁判例の紹介)

ア 裁判例

①最判平成23年4月22日

◇判決の射程

「本判決は、説明義務違反があったため、相手方において、契約を締結するか否かに関する判断を誤って契約の締結に至り、それにより損害を被ったという場合に限定して、このような場合には、契約を締結したことは説明義務違反により生じた結果なのであって、この説明義務をもって契約に基づいて生じた義務であるということは一種の背理であるとして、契約責任を否定したものであると考えられる。

本判決の射程は非常に限定されているが、本判決が前提とする考え方は、例えば、契約締結上の過失の各類型のうち交渉挫折型(契約締結に向けて交渉が行われたが、結局締結に至らなかった場合)については、不法行為責任の問題であると捉える考え方に親和性があるのではないかと推察される。本判決は、契約締結上の過失といわれているもの一般についての責任の法的性質につき最高裁の判断が示されたものではないが、現在議論が錯綜している契約準備段階の説明義務違反の法的性質について、その一場面ながらも最高裁が初めて正面から判断を示したものとして、実務上も理論上も重要な意義を有するものであると思われる。」

(2) 契約締結上の過失(契約の締結に至らなかった事例)

ア 裁判例

②最判昭和59年9月18日

◇事案の概要

マンションの売買契約の交渉中に、購入希望者の希望等に配慮して売却予定者が設計変更等を行ったことを容認しながら、購入希望者が交渉開始6か月後に自らの都合により契約を結ぶに至らなかった。

◇判旨の概要

購入希望者の契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償責任を肯定した原審の判断を是認できるとした。

③最判平成2年7月5日

◇事案の概要

交渉の一方当事者が、売買契約の締結とその履行を度々確言しながら後になって前言を翻して契約の締結を不可能ならしめた。

◇判旨の概要

契約準備段階における信義則上の義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を認容した原審の判断を是認できるとした。

(2) 契約締結上の過失(平成23年最判以降の裁判例)

ア 裁判例

④東京高判平成27年5月21日

◇事案の概要

控訴人(原告)の請求:「サポートWebシステム」(本件システム)の再構築に係る開発業務を請け負う基本請負契約(本件基本契約)を締結した被控訴人(被告)に対し,被控訴人が複数のフェーズから構成される本件システムの開発業務のうちの最終段階にある開発設計段階(新フェーズ3)の作業を発注することを約束し又は控訴人に対して発注を受けることができるとの期待を生じさせ,新フェーズ3の代金額に転嫁する前提でフェーズ2の開発費用1555万円をフェーズ2の代金額に含めず,かつ,180万円を減額したにもかかわらず,被控訴人はこれを発注しなかったとして,当該約束に基づく被控訴人の債務不履行又は控訴人に期待を生じさせた点に係る被控訴人の過失による不法行為に基づく損害賠償をした事案

(2) 契約締結上の過失(平成23年最判以降の裁判例)

ア 裁判例

④東京高判平成27年5月21日

◇原審の判断

基本契約と個別契約とを切り分けて締結している本件システム再構築に係る発注方式(多段階契約方式)の下では、次工程の個別契約を締結することが当然に約束されているものではないが、発注者である被控訴人において、控訴人に対し、次工程の個別契約が締結されるものとの正当な期待を生じさせた場合には、信義則に照らし、被控訴人はその期待を侵害したことについて不法行為上の損害賠償義務を免れないとした上で、控訴人にはフェーズ3以降の発注は約束されていない旨の意向が度々伝えられたという事実を認定したにもかかわらず、フェーズ2からフェーズ3に移動された180万円については、フェーズ3以降の業務が発注されることで補填され、又は代替的な補償措置を受けられるものとの正当な期待が控訴人にはあり、そのような期待を抱かせたことについて被控訴人には過失がある

(2) 契約締結上の過失(平成23年最判以降の裁判例)

ア 裁判例

④東京高判平成27年5月21日

◇控訴審の判断

本件基本契約は、単に請負代金を分割払することを合意したものととどまらず、本件プロジェクトをフェーズ毎の多段階契約方式により締結することとし、基本契約書を締結したものの、その後フェーズ毎に作業内容や代金額を定めた個別の請負契約を締結することを予定するものであり、その具体的作業内容や代金額自体は正に工程毎の交渉に委ねられることとしたものであるから、被控訴人が控訴人に対してフェーズ3以降の業務を発注することが平成23年11月の時点で確定的に合意されていたとはいえない。

そもそも本件プロジェクトの発注元はTED社であり、被控訴人は、信用補完のためにTED社と控訴人との間に入ったという立場にすぎず、本件プロジェクトの継続の有無について独自に判断することができる立場にないのであるから、TED社が控訴人及び被控訴人に対してフェーズ3の発注を保留する旨の意向を再三にわたり一貫して示していたことは、被控訴人が控訴人に対して新フェーズ3の発注を控える事情として重要視すべきであるし、被控訴人がTED社に対して送信した本件メールは、あくまでもフェーズ3の発注を保留としているTED社に対し、控訴人と内部調整をしてフェーズ2の代金額を減額するなどの了承を取り付けたので、今後、フェーズ3を発注する場合には金額に配慮してほしい旨を被控訴人として要望したものにはすぎないというべきである。実際、TED社が被控訴人に対しフェーズ3の発注をしていないことは当事者間に争いのない事実であり、本件メールが被控訴人から控訴人に対してコピー送信されたとしても、これを被控訴人と控訴人との間で新フェーズ3の発注の合意があったことを示すものとみることができないし、控訴人が本件メールの内容を見て、被控訴人から新フェーズ3の発注がされると期待したということもできないことは、上記に訂正して引用した原判決の説示するとおりである。

(2) 契約締結上の過失

イ 本件のおさらい

◇ベンダ(一審本訴被告)の控訴審における追加的主張

一審本訴原告は、遅くとも平成28年12月末頃には、一審本訴被告には182件の欠陥対応のみを行わせて契約終了とし、システムの完成に必要な残りの作業は他のベンダに引き継がせることを予定していたのに、そのような真意を秘したまま、あたかも追加変更要件の実現へ向けての発注をするかのような虚偽の説明をして一審本訴被告を誤信させ、そのための見直し提案や業務適合性検証(PoC)作業、あるいは5. 29提案や8. 10提案といった一連の作業を行わせたことが不法行為→詐欺による不法行為、契約締結上の過失類似の信義則上の義務違反による不法行為

◇これに対する控訴審の判断

- ・一審本訴原告は、平成29年1月25日の協議において、仕様変更に関して発生する今後の工数や期間について初めて聞かされたため、その時点で具体的な検討がされていたとは考え難い。
- ・他のベンダから見積りをもらうといった作業を進めていた証拠はなく、むしろ、一審本訴被告の作業に一定程度協力する姿勢を見せていた。
- ・この作業の結果提示された5. 29提案を見て、一審本訴原告は一審本訴被告に対する信頼を喪失し、その状況になって初めて、他のベンダへの仕様変更等の依頼を具体的に検討するようになった。
- ・一審本訴原告が一審本訴被告をあえて誤信させるような言動等をとった証拠はない。



一審本訴被告が新たな受注を目指して行った提案活動の内容が一審本訴原告の意に全く沿わず、受注に至らなかったにすぎないとして、上記不法行為を否定。

※「契約締結上の過失類似」との主張をした理由は、本件では、一から契約するというわけではなく、一度中断したプロジェクトを再開するための新たな契約締結に向けた交渉過程における問題だからか？

7 ディスカッション ポイント

1. 控訴審による過失割合の変更について

- ①控訴審が、一審本訴原告：一審本訴被告＝15：85の過失割合を10：90に変更した点につき、賛成か、反対か（賛成か反対の理由を、控訴審が原審の認定した過失割合を変更した理由や控訴審における双方の補足的主張を認めなかった点を参考にご回答ください。）。
- ②控訴審が一審本訴被告のプロジェクトマネジメントが不十分であったと認定したことにつき、賛成か、反対か。
- ③控訴審が一審本訴被告が豊富な知識・経験を有するベンダであり、本件で使用するSFの特徴や制限等についてもユーザに対し十分な説明をすべき立場にあったと認定したことにつき賛成か、反対か。
- ④本事案において、一審本訴被告はどのようなプロジェクトマネジメントをすべきだったか。
- ⑤本事案において、一審本訴原告の過失割合を0と認定してもらうには、どのような行動を起こすべきだったか（ユーザとしてはどうすべきだったか？）。

1. 控訴審による過失割合の変更について ※発表後追記

①について

賛成5名・反対3名

○賛成の理由

- ・文化シャッターとの間で仕様凍結の合意をしなかったことよりも、IBMが何でもOKとカスタム比率を増やしていったことの責任が重いのではないか。

○反対の理由

- ・ベンダであるIBMのプロジェクトマネジメント義務違反がかなり認められているが、ユーザである文化シャッターの協力が不十分であった点あまり認められていない印象を受ける。
- ・原審の認定事実の内容とそこまで変わらないため、過失割合を変更するまでの要素はないではないか。

②について

賛成8名・反対0名

○賛成の理由

- ・IBMから文化シャッターに対してSFに関する適切な説明がなかった。
- ・IBMとしては仕様凍結も判断できたはずだが、これを行わなかった。

1. 控訴審による過失割合の変更について ※発表後追記

③について

賛成8名・反対0名

○賛成の理由

- ・SFのソリューションについて、IBMはベンダとしてもっと説明すべきだった。
- ・専門的な知識がないとユーザ側は色々選択することができないため、IBMが文化シャッターに対してSFの特徴や制限等の選択するための材料を提供すべきだった。
- ・ベンダがカスタムを断るにも、きちんと理由付けを行う必要がある。

④について

- ・(仕様凍結の合意がなかったのがポイントで)マイルストーンに合わせて、文面でちゃんと仕様凍結すべきだった。
- ・アジャイル開発からウォーターフォール開発に開発方法を変更したので、元々仕様が怪しかった可能性もある。
- ・カスタムのリスクを踏まえてシステム開発を進めるべきだった。

⑤について

- ・文化シャッターとして作りたいシステムをもう少し明確化してIBMに伝えるべきだった。
- ・カスタムを減らしてもらった方がよかった。

2. 控訴審の判断を踏まえて

- ①契約書作成段階で、ベンダ側、ユーザ側のそれぞれが気を付けるべきことは何か。
- ②契約書作成後、契約の遂行段階で(仕様変更の必要があった場合など)、ベンダ側、ユーザ側のそれぞれが気を付けるべきことは何か。
- ③納品後、ベンダ側、ユーザ側のそれぞれが気を付けるべきことは何か。

2. 控訴審の判断を踏まえて ※発表後追記

①について

- ・ユーザ側の歯止めがかかるように、ベンダ側は仕様書を要求する。
- ・仕様に関して、契約書で定められるだけ定めておくことが重要。
- ・システム開発において仕様変更はつきものであるため、仕様変更に関しても取決めをする必要がある。

②について

- ・ベンダもユーザ側の作業等の進捗を管理する必要があるが、ユーザとしても、ベンダによるシステム開発が要件のとおりに進んでいるか、スケジュールどおりか、自らへの説明が適時適切かなどベンダの作業等を注視している。

③について

- ・契約書作成段階、契約の遂行段階で気を付けるべき点はいろいろ挙がったが、納品後に関しては特に議論にならなかった。

3. 控訴審で追加された主張に関して

- ①控訴審が、一審被告による「契約締結上の過失類似の信義則上の義務違反による不法行為」の主張を認めなかった点につき、賛成か、反対か。
- ②システム開発紛争において、本件のような事実関係があったときに、この法律構成は、有効と考えられるか(法律構成としてどう評価するかという趣旨です。)

※発表後追記

(弁護士から)

- ・訴訟になった場合、戦えそうな法律構成をなるべく挙げるべきなので、主張したのではないか。

(企業法務から)

- ・商法512条が原審で認められなかったため、このような主張をしたのではないか。

※商法512条(報酬請求権)

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。

※発表後追記

◇指導担当の先生方から

- ・IBMに対して100%過失割合を認めることは相当ではないと判断したが、IBMの責任が重いと判断したため、気持ち程度(5%)過失割合を上げたのではないか？という印象を受けた。
- ・SFの内容で95%カスタムは、そもそもシステムが動かない可能性の方が高かった。
- ・本件はブルーウルフの文書が出てきた訴訟手続についても、非常に珍しく、特徴的なポイントである。
- ・ブルーウルフの分析がなければ、開発が頓挫した真相は誰も分からなかった。そうなれば、これまでの裁判例のようにプロジェクトマネジメント義務、カスタマイズの分量などをめぐって、ユーザにも問題が大きかったのではないか(小さいとは言えないが)、といったところに焦点があたり、本来の教訓が見えなかっただろう。
- ・ユーザの立場でもベンダの立場でも、システム開発の実態を捉えて、それに基づいて判決を受けることが必要。そのために、こういう文書が適切な訴訟手続きの中で示されることが必要だと思う。
- ・ベンダとしては、社内で進捗等に関して会議を行い記録化する必要があるが、文書提出命令が認められてしまえば提出しなければならなくなるというジレンマがある。

所感（畑） ※発表後追記

原審と控訴審で大きく事実認定が変わったわけでもないが、なぜ85%から90%に過失割合を引き上げたのか疑問だったところを議論することができてよかったです。弁護士と企業法務のそれぞれの視点から実務に落とし込むとしたら話し合うことができ、今後の業務にも生かせるような有益な話だったと思います。

今回は、原審と控訴審の認定内容を比較する必要があったので、まとめるのが大変でした。事例紹介のタイムマネジメントができず、関連論点の紹介が短くなってしまって申し訳なかったので、今後の課題にしたいと思います。

所感（吉原）※発表後追記

ゼミ生の皆さんは控訴審判決を読むことができないため、過失割合につき原審と控訴審とで判断が異なった理由を検討してもらうにあたり、いかにして皆さんに原審と控訴審の認定事実の違いを伝えるかが非常に悩ましい点でした。

ディスカッションでは拙い進行で恐縮でしたが、個人的に気になっていた点を追加でご質問させていただいたり、自分での検討段階では気づかなかった視点や、企業の中でシステム開発等に携わっているからこそのご意見もいただきましたし、講師の先生方からも鋭い分析をいただきまして、大変勉強になりました。